

総合特別区域基本方針（抄）

第一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

～（中略）～

4 総合特区制度により実現すべき目標

総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。

これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
 - (a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成
 - (b) 再生可能エネルギーの増大、次世代交通機関の普及
 - (c) 国家戦略としての資源リサイクル
- イ) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - (a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成
 - (b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり
 - (c) 高齢化社会に対応した課題解決型の取組
- ウ) アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略
 - (a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）
 - (b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成
 - (c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化、サプライチェーンの効率化
 - (d) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信
- エ) 観光立国戦略
 - (a) 訪日外国人旅行者の受入環境整備
 - (b) 着地型観光の推進
 - (c) 地域ブランドの構築による地域経済の活性化
- オ) 農林水産業の地域活性化戦略
 - (a) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化
 - (b) 森林・林業の再生と中山間地域の保全
 - (c) 農産物等の高付加価値化
- カ) まちづくり戦略等

- (a) 防災及び減災機能の充実強化
- (b) スマートシティの構築
- (c) 地方都市における経済生活圏の形成

～（中略）～

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

～（中略）～

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

① 評価の対象

総合特区については、総合特区の指定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、以下の項目につき、総合的に評価を行うものとする。

- ア) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、指定地方公共団体の権限の範囲内における規制緩和及び独自のルールの設定、指定地方公共団体及び地域協議会等における体制の強化並びに民間独自の責任ある関与を示す取組等、地域における責任ある取組
- イ) 規制の特例措置、法第14条の2第1項第1号又は第37条の2第1項第1号の特定事業（以下「構造改革特区法の特定事業」という。）に係る構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4章の規定による規制の特例措置（以下「構造改革特区の規制の特例措置」という。）及び税制・財政・金融上の支援措置の活用状況
- ウ) 指定地方公共団体が策定した数値目標の達成状況
- エ) その他総合特区の評価に資する事項

② 評価の時期

- ア) 原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行うこととする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。
- イ) ア) に該当しない総合特区のうち、指定から1年を経過している場合は、その年度末までの状況について、ア) に準じた評価を行うこととする。

③ 評価の方法

- ア) 実施主体

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に

基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書（②のイ）の準じた評価に係るものを含む。以下同じ。）として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。指定地方公共団体は、6月を目途に評価書を内閣府へ提出するものとする。

イ) 現地調査

当該総合特区における事業等の適切な進捗を図る観点から、必要に応じて評価・調査検討会委員等による現地調査を行うこととする。この場合において、当該現地調査を行った委員等は評価・調査検討会に調査内容を報告するとともに、総合特区実施主体に対しても当該調査内容を伝えることとする。

ウ) 規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価

当該総合特区に係る規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価については、当該特例措置を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該特例措置を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が総合特区の目標の達成及び政策課題の解決への寄与の観点から行うことを基本とする。ただし、複数の府省にまたがる場合については、各府省が行うものについて内閣府が協力する。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に係る効果について確認を行い、評価書に所見を記載するとともに、適用状況等を踏まえ、必要に応じ、当該特例措置に係る要件の見直し（拡充、是正又は廃止等）等を行うこととする。なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第14条の2第4項又は第37条の2第4項の規定により適用される構造改革特別区域法第47条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。

要件の見直し等（構造改革特区の規制の特例措置に係るものを除く。ただし、当該構造改革特区の規制の特例措置について、総合特区のみに適用される要件の見直しを行う場合にはこの限りでない。）が必要とされた場合には、エ) の評価結果の公表とは別に、規制所管府省において指定地方公共団体に対する意見聴取の上、検討を行い、当該地方公共団体が取りまとめた評価書が提出された年の12月を目途に、当該検討結果及び対応方針について、本部へ報告し、速やかに公表するものとする。ただし、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、第五の1③に即し、本部にその旨を報告するものとする。

エ) 評価結果の公表

内閣府は、評価書（規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置を活用した事業を含む場合は、ウ) により規制所管府省の所見が記載されたもの）について、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において検討・評価を行った評価結果と併せて本部に報告し、速やかに公表するものとする。

④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合

特区において実施する事業及び総合特区計画に適切に反映する。

また、規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置については、評価結果を踏まえ、内閣府及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。

⑤ 認定の取消し及び指定の解除等に関する事項

i) 認定の取消し等に関する基本的な事項

ア) 内閣総理大臣による報告徴収

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、第二の5において得られた評価結果を踏まえ、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を的確に推進する観点から、法第15条第1項及び第38条第1項に基づき、総合特区における事業の実施状況について報告を求めることができる。

イ) 関係行政機関の長による報告徴収

関係行政機関の長は、法第15条第2項（第14条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第38条第2項（第37条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づき、認定地方公共団体に対して、総合特区計画に定められた特定総合特区事業及び構造改革特区法の特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

ウ) 内閣総理大臣による措置の要求

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を推進する観点から、法第16条第1項及び第39条第1項に基づき、以下の事項に該当する場合は、事業の実施に係る方針の見直し、事業の実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

a) ア) の報告徴収の結果、認定された総合特区計画が第四の1⑥に示す認定基準に適合しなくなったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

b) a) の場合のほか、認定された総合特区計画が第四の1⑥に示す認定基準に適合しなくなったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

エ) 関係行政機関の長による措置の要求

関係行政機関の長は、法第16条第2項（第14条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第39条第2項（第37条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づき、認定地方公共団体に対して、特定総合特区事業及び構造改革特区法の特定事業の実施に係る方針の見直し、実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

オ) 内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する報告

ウ) 又はエ) により必要な措置を求められた認定地方公共団体（以下「要措置地方公共団体」という。）は、講じた措置の概要及び区域の変更又は総合特区計画の変更の案について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に、ウ) 又はエ) により措置を求められた日から6か月以内に報告しなければならない。

カ) 地方公共団体からの報告に対する審議等

内閣総理大臣は、要措置地方公共団体からの報告について、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において調査・検討を行った上、本部に報告するとともに、必要な場合、区域の変更又は総合特区計画の変更の手続を進めるものとする。

キ) 総合特区調整費配分額の縮減等

カ) の審議等の結果、要措置地方公共団体におけるウ) に基づく必要な措置等の責任ある取組が不十分であると認めるときは、内閣府は関係府省との協議を経て、当該要措置地方公共団体への総合特区推進調整費の配分額を縮減し、又は停止することができるものとする。

ク) 総合特区計画の認定の取消し

カ) の審議等の結果、認定された総合特区計画が第四の1⑥に示す認定基準に適合しなくなると認められるときは、要措置地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、法第17条第1項又は第40条第1項に基づき、本部の意見を徴した上で、かつ関係行政機関の長から意見の申出があった場合は当該意見を踏まえ、内閣総理大臣が総合特区計画の認定を取り消すことができるものとする。

ii) 指定の解除等に関する基本的な事項

ア) 指定の解除等の手続

内閣総理大臣は、第二の5において得られた評価結果を踏まえ、指定地方公共団体の指定区域の全部又は一部が第三の2に示す指定基準に適合しなくなると認めるときは、法第8条第10項又は第31条第10項に基づき、指定地方公共団体の意見を聴取し、評価・調査検討会における調査・検討を経て本部の意見を徴した上で、その指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

イ) 総合特区の指定解除等の基準

ア) の場合において、以下の基準に該当するときは、当該総合特区における状況を総合的に勘案の上、指定の解除等を行うことができるものとする。

a) 各年度における数値目標の達成状況及び当該状況を踏まえた今後の取組に係る検討状況から、当該総合特区における政策課題の解決、目標の達成が困難であると認めるとき。

b) 規制の特例措置、構造改革特区の規制の特例措置又は税制・財政・金融上の支援措置の活用が適切に行われていないと認めるとき。

- c) 目標の達成に向けた地域独自の支援措置、独自ルールの設定、当該地方公共団体における体制の強化等、地域における責任ある取組が行われていないと認めるとき。
- d) 上記のほか、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業の実施が困難であり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与する見込みがないと認めるとき。

～（中略）～

第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

～（中略）～

3 総合特区における財政上の支援措置

総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。

① 関係府省の予算制度を活用した支援措置

関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。特に、地方創生推進の観点から、地方創生に関連する予算制度を積極的に活用するものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会における協議の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を併せて内閣府に提出するものとする。

内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめるものとする。

また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。

② 総合特区推進調整費を活用した支援

第五の3①によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。

i) 総合特区推進調整費の使途

総合特区推進調整費は、以下の場合に活用することができる。

ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省にお

いて行う場合。

イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、関係府省の予算制度を予算の範囲内で機動的に補完する場合。

ii) 総合特区推進調整費の活用手続

総合特区推進調整費の活用の手続は、i) のそれぞれの使途に応じ、以下のとおりとする。

ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合 (i) -ア) の場合)

内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各関係府省から聴取の上、配分計画を策定する。

その上で、内閣府は、配分計画に基づき、総合特区推進調整費に係る予算を関係府省に移し替え、各関係府省において移替え後の予算の執行を行うものとする。

イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合 (i) -イ) の場合)

内閣府は、①に基づく手続において、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、関係府省に協議の上、総合特区推進調整費の配分計画を策定する。なお、総合特別区域担当大臣(法第63条第1項に規定する総合特別区域担当大臣をいう。以下同じ。)が必要と認めるときには、本部での調整を求めることができる。

内閣府は、当該年度における財政支援要望のうち、関係府省が所管する予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該関係府省から聴取の上、理由を総合特別区域担当大臣に対して説明する。

内閣府は、策定した配分計画に基づき、関係府省に対し総合特区推進調整費に係る予算の移替えを行い、当該予算の執行は、当該関係府省において行うものとする。

なお、いずれの場合についても、総合特区計画の認定後も、毎年度、同様の手続を行うものとする。

～ (中略) ～

第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

～（中略）～

3 施行状況の検討等

令和2年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。